

令和3年度第1回

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会

日 時 令和3年7月30日(金) 15:00～

場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館

2階共用大会議室

議 事 次 第

- 1 委員長及び委員長代理の選出
- 2 審議事項
 - (1) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討
 - (2) その他

令和3年度第1回沖縄地方最低賃金審議会

運営小委員会資料一覧

- 1 令和3年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- 2 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 3 令和3年度特定（産業別）最低賃金に係る「必要性の諮問文」（写）
- 4 令和3年度特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について（写）
※一部非公開
- 5 令和3年度特定（産業別）産業別最低賃金の改正の決定申出一覧表
及び申出書（写）
※一部非公開
- 6 地域最低賃金及び特定（産業別）最低賃金額の推移
- 7 令和3年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会審議日程について
- 8 令和元年度沖縄県新聞業最低賃金専門部会報告書
（参考：同専門部会労使委員からの次年度申送り事項）

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿

| | 氏 名 | 現 職 |
|---------|--|------------------------|
| 公益代表委員 | 岩 橋 培 樹 | 琉球大学国際地域創造学部教授 |
| | 島 袋 秀 勝 | 弁 護 士 |
| | 西 村 オ リ エ | 弁 護 士 |
| 労働者代表委員 | 石 川 修 治 | 連合沖縄副事務局長 |
| | 鎌 田 健 嗣 | UAゼンセン沖縄県支部長 |
| | 宮 城 千 絵 | J P 労組沖縄地方本部書記次長 |
| 使用者代表委員 | 新 垣 朝 雄 | 那覇商工会議所 中小企業相談部次長 |
| | 田 端 一 雄 | 沖縄県経営者協会 常務理事 |
| | 比 嘉 華 奈 江 | 株式会社Life is Love 代表取締役 |
| 備考 | ※ 指名年月日 令和3年7月1日 ※ 任期満了日 令和4年3月31日 ※ 委員の配列は各側五十音順となっています | |

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(設置)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

(会議の招集等)

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

(審議事項)

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

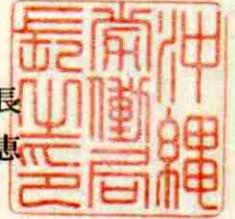
附 則 この規程は令和3年7月1日から施行する。



沖労発基 0730 第 1 号
令和 3 年 7 月 30 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄労働局長
福味 恵



沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金及び沖縄県糖類製造業最低賃金の各特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

2021年7月16日付けで申出者沖縄タイムス労働組合執行委員長山本哲也から、同年7月11日付けで申出者リウボウインダストリー労働組合委員長森田和也から、同年7月16日付けで申出者沖縄トヨタ労働組合執行委員長當眞義也から、同年7月16日付けで申出者全沖縄製糖労働組合執行委員長新垣有一から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
- 2 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
- 3 沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
- 4 沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）

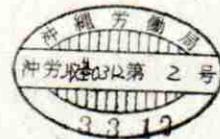
2021年3月12日

沖縄労働局
局長 福味 恵 様

日本労働組合総連合
沖縄県連合会(連合沖
最低賃金対策委員
委員長 鎌田 健

2021年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のとおり意向
表明します。



2021年度産業別最低賃金改正の申出意向表明

2021年3月12日

1. 産業別最低賃金の改正

| 最低賃金の件名 | 申出代表者氏名等 | 申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲） | 申出の理由 | 申出の時期 |
|------------|-----------------------------------|---|--|--------|
| 糖類製造業 | 全沖縄製糖労働組合 執行委員長 新垣 有一 | 沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 580人 | 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による | 7月上旬まで |
| 新聞業 | 沖縄タイムス労働組合 執行委員長 山本 哲 | 沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 同上 2. 同上 3. 同上 適用労働者 660人 | 同上 | 同上 |
| 各種商品小売業 | リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也 | 沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 同上 2. 同上 3. 同上 適用労働者 6,720人 | 同上 | 同上 |
| 自動車小売業（新車） | 自動車総連 沖縄地方協議会 議長 當眞 義也 | 沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 同上 2. 同上 3. 同上 適用労働者 2,020人 | 同上 | 同上 |

令和3年度 特定(産業別) 最低賃金の改正決定の申出一覧表

| 業種別 (産業別) | 申出代表者氏名 | 申出労働者数 (a) 人 | 適用労働者数 (b) 人 | 適用事業者数 | 同意率 (a/b) | 申出労働者数労働組合別内訳 (機関決定別) | 申出労働者数個別合意内訳 |
|--|--------------------------------|-----------------|-----------------|--------|--------------|--------------------------|--------------|
| 沖縄県糖類製造業 (E095 糖類製造業) | 全沖縄製糖労働組合 執行委員長 新垣 有一 | 281 | 580 | 16 | 48.45% | 北部製糖 | 20 |
| | | | | | | ゆがふ製糖 | 42 |
| | | | | | | 久米島製糖 | 42 |
| | | | | | | 沖縄製糖 | 33 |
| | | | | | | 宮古製糖 | 83 |
| | | | | | | 石垣島製糖 | 39 |
| | | | | | | 大東糖業 | 22 |
| | | | | | | 合計 | 281 |
| | | | | | | 琉球新報社 | 141 |
| | | | | | | 沖縄タイムス社 | 153 |
| 宮古毎日新聞社 | 6 | | | | | | |
| 合計 | 300 | | | | | | |
| 沖縄県新聞業 (G413 新聞業) | 沖縄タイムス労働組合 執行委員長 山本 哲也 | 300 | 660 | 10 | 45.45% | 琉球新報社 | 141 |
| | | | | | | 沖縄タイムス社 | 153 |
| | | | | | | 宮古毎日新聞社 | 6 |
| 沖縄県各種小売業 (I569 各種小売業) | リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也 | 3640 | 6,380 | 26 | 57.05% | イオン琉球 | 3,486 |
| | | | | | | リウボウインダストリー | 154 |
| | | | | | | 合計 | 3,640 |
| | | | | | | トヨタカローラ沖縄 | 161 |
| | | | | | | 沖縄トヨタ | 293 |
| | | | | | | 琉球ダイハツ | 241 |
| | | | | | | 沖縄トヨペット | 120 |
| | | | | | | 沖縄ホンダ | 274 |
| | | | | | | ネッツトヨタ沖縄 | 116 |
| | | | | | | スズキ自販沖縄 | 239 |
| 沖縄マツダ | 76 | | | | | | |
| 沖縄スバル | 43 | | | | | | |
| 琉球日産自動車 | 123 | | | | | | |
| いすゞ自動車九州 | 57 | | | | | | |
| 合計 | 1,743 | | | | | | |
| 沖縄県自動車(新車) 小売業 (I5911自動車(新車) 小売業) | 琉球ダイハツ労働組合 委員長 喜屋武 正格 | 1,743 | 2,020 | 68 | 86.29% | トヨタカローラ沖縄 | 161 |
| | | | | | | 沖縄トヨタ | 293 |
| | | | | | | 琉球ダイハツ | 241 |
| | | | | | | 沖縄トヨペット | 120 |
| | | | | | | 沖縄ホンダ | 274 |
| | | | | | | ネッツトヨタ沖縄 | 116 |
| | | | | | | スズキ自販沖縄 | 239 |
| | | | | | | 沖縄マツダ | 76 |
| | | | | | | 沖縄スバル | 43 |
| | | | | | | 琉球日産自動車 | 123 |
| いすゞ自動車九州 | 57 | | | | | | |
| 合計 | 1,743 | | | | | | |



2021年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者 那覇市泉崎2丁目105番
 所在地 官公労共済会
 電話(098)963-82
 労働組合名 全沖縄製糖労働組
 代表者名 執行委員長 新垣 有

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県糖類製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 580 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県糖類製造業最低賃金
3. 申出の内容
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上



産業別最低賃金の改正に関する決議

全沖縄製糖労働組合は傘下組合員の該当する 糖類製造業 の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 糖類製造業 最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 5月 22日

機関決定： 第3回執行委員会
組合名： 全沖縄製糖労働組
代表者名： 執行委員長 新垣 有一
住 所： 那覇市泉崎2丁目105番地18



糖類製造業賃金格差疎明資料

(単位:円)

2021年

| 企業名 | 募集賃金(時給) | 募集賃金(月給) |
|----------|----------|----------|
| 北部製糖(株) | | |
| ゆがふ製糖(株) | | |
| 久米島製糖(株) | | |
| 沖縄製糖(株) | | |
| 宮古製糖(株) | | |
| 石垣島製糖(株) | | |
| 大東製糖(株) | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(単位:円)

| 企業名 | 平均賃金(時給) | 平均賃金(月給) |
|----------|----------|----------|
| 北部製糖(株) | | |
| ゆがふ製糖(株) | | |
| 久米島製糖(株) | | |
| 沖縄製糖(株) | | |
| 宮古製糖(株) | | |
| 石垣島製糖(株) | | |
| 大東製糖(株) | | |
| | | |
| | | |
| | | |





2021年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者
 所在地 那覇市久茂地2の2の2
 労働組合名 沖縄タイムス労働組
 代表者名 執行委員長 山本 哲

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 **新聞** 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、**新聞** を営む使用者に使用される労働者 **660** 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県 **新聞** 最低賃金
3. 申出の内容
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

宮古毎日新聞労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021 年 6 月 22 日

機関決定：執行委員会
組合名：宮古毎日新聞労働組合
代表者名：恩川 慎治
住 所：沖縄県宮古市良宮東仲宗根
42707 城元202号



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球新報労働組合は傘下組合員の該当する新聞業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県新聞業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

令和3年7月12日

機関決定：琉球新報労働組合
組合名
代表者名：委員長 菅真
住所：那覇市泉崎1-



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄タイムス労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年6月28日

機関決定： 第9回執行委員会

組合名： 沖縄タイムス労働組

代表者名： 執行委員長 山本 哲

住 所： 那覇市久茂地2の2の



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年6月22日

1. 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市久茂地2-2-2

氏 名 山本 哲也

2. 委任者一覧

| 組 合 名 | 所 在 地 | 氏 名 |
|---------|----------------------|-----|
| 宮古毎日新聞社 | 宮古島市報字東中泉根427-7-202号 | 恩川 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

令和3年7月12日

1 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市久茂地2-2-2

氏 名 山本 哲也

2 委任者一覧

| 組 合 名 | 所 在 地 | 氏 名 印 |
|--------------|----------------|-------|
| 琉球新報 労働組合 | 沖縄県那覇市泉崎1-10-3 | 田 真 正 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



新聞業賃金格差疎明資料

2021年

| 企業名 | 募集賃金(月給) | 募集賃金(時給) |
|---------|----------|----------|
| 琉球新報 | | |
| 沖縄タイムス | | |
| 宮古毎日新聞 | | |
| 八重山毎日新聞 | | |

| 企業名 | 平均賃金(月給) | 平均賃金(時給) |
|---------|----------|----------|
| 琉球新報 | | |
| 沖縄タイムス | | |
| 宮古毎日新聞 | | |
| 八重山毎日新聞 | | |





2011年7月11日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 沖縄県那覇市久米地1-1-1

労働組合名 リンボウインダストリー - 労働者

代表者名 執行委員長 新田 幸

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県各種小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、各種小売業を営む使用者に使用される労働者 6,380名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県各種小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

イオン琉球労働組合は傘下組合員の該当する各種商品小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県各種商品小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月8日

機関決定：第6回中央執行委員会
組合名：イオン琉球労働組合
代表者名：中央執行委員長 仲村 至
住 所：TEL 098-889-0122 FAX 098-889-
〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城
マックスバリュージュンク



産業別最低賃金の改正に関する決議

竹ホウインダストリー労働組合は傘下組合員の該当する ~~各種~~ ~~小売~~ 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 ~~各種~~ ~~小売~~ 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月11日

機関決定： 第7回 執行委員会
組合名： 竹ホウインダストリー労働組合
代表者名： 森田知也 執行委員長
住 所： 那覇市久茂地1-1-1



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年7月8日

1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市久茂地 1-1-1

氏名 森田和也
リウボウイタストリー 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 印 |
|---------|---|-----------------|
| 白上球技会組合 | 〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城530番地 マックスバリュート日橋店 3階 | 中央執行委員長 仲村至秀 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



各種商品小売業賃金格差説明資料

| 企業名 | (単位:円) 2021年 | |
|-------------|--------------|----------|
| | 募集賃金(時給) | 募集賃金(月給) |
| リウボウインダストリー | ■ | ■ |
| イオン琉球 | ■ | ■ |
| サンエー | ■ | ■ |

| 企業名 | (単位:円) 2021年 | |
|-------------|--------------|----------|
| | 平均賃金(時給) | 平均賃金(月給) |
| リウボウインダストリー | ■ | ■ |
| イオン琉球 | ■ | ■ |
| サンエー | | |

*リウボウ、イオンは、労組からの情報を記載

*サンエーは、ホームページの求人で一番低い額を記載





2021年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者
 所在地 沖縄県那覇市安謝664番地
 沖縄トヨタ安謝ビル3階
 労働組合名 沖縄トヨタ労働組
 代表者名 執行委員長 当真義

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 2,020名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申出の内容
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年7月5日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝 664番地 沖縄139安謝ビル3階
氏名 當真 義也 沖縄139労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 ④ |
|-----------------------|-------------|---------------|
| いすゞ自動車九州 労働組合 沖縄支部 | 浦添市牧港 5-4-7 | 支部執行委 新垣 学 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7 月 12 日

1. 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏 名 当真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組 合 名 | 所 在 地 | 氏 名 ④ |
|-----------|---------------|-------|
| 琉球日産自動車労組 | 沖縄県浦添市港川2-1-1 | 渡口 巧 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7月 1日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
氏名 常真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 印 |
|---------|---------------|--------|
| 沖縄スバル支部 | 浦添市勢理客4丁目19-7 | 小橋川 翔平 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年7月1日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
氏名 當真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 |
|-----------|----------------|------|
| 沖縄トヨタ労働組合 | 沖縄県浦添市勢理宮4-1-5 | 田中 豊 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年7月12日

1. 申出代表者

住所 **那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階**

氏名 **當真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長**

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 ④ |
|---------------------|---------------|--------|
| スズキ販売労働組合 自派沖縄支部 | 沖縄県浦添市港川252-7 | 渡慶次 優二 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 6月23日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏名 當眞 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 ④ |
|--------------|---------------|-------|
| ネットトヨタ沖縄労働組合 | 沖縄県浦添市港川247番地 | 町田 一馬 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年6月24日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏名 當眞 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 (印) |
|----------|---------------|--------|
| 沖縄ホシ労働組合 | 沖縄県浦添市仲間1-3-1 | 前門 秀弥 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏名 當真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 ④ |
|-------------|---------------|------|
| 沖縄トヨペット労働組合 | 沖縄県浦添市港川244番地 | 比嘉 淳 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7月 14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝 664 番地 沖縄トヨ安謝ビル 3階
氏名 常真 義也 沖縄トヨ労働組合執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 ㊟ |
|------------|--------------------------|-------|
| 琉球ダイハツ労働組合 | 〒901-2133 沖縄県浦添市字城間 2135 | 喜屋武 正 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏名 当真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

| 組合名 | 所在地 | 氏名 ④ |
|---------------|---------------|-------|
| トヨタカローラ沖縄労働組合 | 沖縄県浦添市城間4-7-3 | 上原 正由 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



産業別最低賃金の改正に関する決議

いすゞ自動車九州労働組合は傘下組合員の該当する 自動車小売業の産業別最低
(新耳)
賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業におけ
る公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 自動車小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長
(新耳)
に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月5日

機関決定： 第2回執行委員会
組合名： いすゞ自動車九州労働組合 沖縄支部
代表者名： 支部執行委員長 新垣 謙
住 所： 浦添市牧港 5-4-7



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球日産自動車労働組合は傘下組合員の該当する 自動車小売 業の産業別最低賃金 (新車)

賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車小売 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長 (新車) に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021 年 7 月 12 日

機関決定：第12回執行委員会
組合名：琉球日産自動車労働組合
代表者名：執行委員長 渡口 巧
住所：沖縄県浦添市港川2-1-1



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄スバル労働組合は傘下組合員の該当する自動車(新車)小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 7月 1日

機関決定： 第 11 回執行委員会
組 合 名： 沖縄スバル支部労働組
代表者名： 執行委員長 小橋川 翔平
住 所： 浦添市勢理客4丁目19-7



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄マツダ労働組合は傘下組合員の該当する自動車業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月1日

機関決定： 第3回執行委員
組合名： 沖縄マツダ労働
代表者名： 執行委員 田中貴裕
住所： 浦添市勢建宮4-1-5



産業別最低賃金の改正に関する決議

ズキ販売 労働組合は傘下組合員の該当する自販小売(新車)業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自販小売(新車)業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月12日

機関決定：第9回支部執行委員会

組合名：ズキ販売労働組合 自販沖縄支部

代表者名：執行委員長 滝原次 優二

住 所：沖縄県浦添市港川 252-



産業別最低賃金の改正に関する決議

ネットヨタ労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 6月23日

機関決定：第9回執行委員会
組合名：ネットヨタ沖縄労働組合
代表者名：執行委員長 町田 一馬
住 所：沖縄県浦添市港川247番地



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄ホンダ労働組合は傘下組合員の該当する自動車工業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車工業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 6月 24日

機関決定：第六回執行委員会
組合名：沖縄ホンダ労働組合
代表者名：執行委員長 前門 秀弥
住 所：沖縄県浦添市仲間1-



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄トヨペット労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 7月14日

機関決定：第7回執行委員会

組合名：沖縄トヨペット労働組合

代表者名：執行委員長 比嘉 淳

住 所：沖縄県浦添市港川244



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球ダイハツ労働組合は傘下組合員の該当する自動車小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月14日

機関決定：第11回執行委
組 合 名：琉球ダイハツ労働組合
代表者名：喜屋武 正樹
住 所：浦添市字城5番地



産業別最低賃金の改正に関する決議

トヨタカローラ沖縄労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 7月14日

機関決定：第10回執行委員会
組 合 名：トヨタカローラ沖縄労働組合
代表者名：執行委員長 上原 正由
住 所：沖縄県浦添市城間4-7-3



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄トヨタ労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 7月 9日

機関決定：第10回執行委員会
組 合 名：沖縄トヨタ労働組合
代表者名：執行委員長 眞 義
住 所：沖縄県那覇市安謝664番地
沖縄トヨタ安謝ビル3階



自動車(新車)小売業賃金格差疎明資料
(単位:円)

2021年

| 企業名 | 募集賃金(時給) | 募集賃金(月給) |
|-----------|----------|----------|
| トヨタカローラ沖縄 | | |
| 沖縄トヨタ | | |
| 琉球ダイハツ | | |
| 沖縄トヨペット | | |
| 沖縄ホンダ | | |
| ホッツトヨタ沖縄 | | |
| スズキ自販沖縄 | | |
| 沖縄マツダ | | |
| 沖縄スバル | | |
| 琉球日産 | | |
| いすゞ自動車九州 | | |

(単位:円)

| 企業名 | 平均賃金(時給) | 平均賃金(月給) |
|-----------|----------|----------|
| トヨタカローラ沖縄 | | |
| 沖縄トヨタ | | |
| 琉球ダイハツ | | |
| 沖縄トヨペット | | |
| 沖縄ホンダ | | |
| ホッツトヨタ沖縄 | | |
| スズキ自販沖縄 | | |
| 沖縄マツダ | | |
| 沖縄スバル | | |
| 琉球日産 | | |
| いすゞ自動車九州 | | |



沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 沖縄県における
業の事業所数と
労働者数の概況

| 産業小分類 | 事業所数 | 2021年 | |
|-------|------|-------|-------|
| | | 事業所数 | 労働者数 |
| | 11 | | 7,070 |
| 計 | | | |

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

| 合意のケース | 事業所数 | 合意する者 |
|--------|------|-------|
| 労働協約 | | |
| 労働協定 | | |
| 機関決定 | 11 | 1,743 |
| 個別合意等 | | |
| 合計 | 11 | 1,743 |

3. 2の合意する者の事業所の内訳

| 事業所名 | 組合名 | 合意のケース別労働者数 | | | |
|-----------|---------------------|-------------|------|------|-------|
| | | 労働協約 | 労使協定 | 機関決定 | 個別合意等 |
| トヨタカローラ沖縄 | トヨタカローラ沖縄労働組合 | | | 161 | |
| 沖縄トヨタ | 沖縄トヨタ労働組合 | | | 293 | |
| 琉球ダイハツ | 琉球ダイハツ労働組合 | | | 241 | |
| 沖縄トヨベツト | 沖縄トヨベツト労働組合 | | | 120 | |
| 沖縄ホンダ | 沖縄ホンダ労働組合 | | | 274 | |
| ネッツトヨタ沖縄 | ネッツトヨタ沖縄労働組合 | | | 116 | |
| スズキ自販沖縄 | スズキ販売労働組合 自販沖縄支部 | | | 239 | |
| 沖縄マツダ | 沖縄マツダ労働組合 | | | 76 | |
| 沖縄スバル | 沖縄スバル労働組合 | | | 43 | |
| 琉球日産 | 琉球日産労働組合 | | | 123 | |
| いすゞ自動車九州 | いすゞ自動車九州労働組合 | | | 57 | |
| ケース別合計 | | 名 | 名 | 1743 | 名 |



令和3年7月30日
糖類製造業
申出代表者 新垣 有一

糖類製造業額
特定(産業別)最低賃金審議に対する労働側考え方

糖類製造業で働く人たちは、生産性向上と事業の安定継続、発展を目指して日夜業務に取り組んでいます。

沖縄の基幹産業として、食料自給率の向上、地域の経済発展と雇用効果、県民生活の維持・向上に寄与しています。

サトウキビ農家は本島から離島の全域までおり、県民の生活の支えでもあります。また、黒糖などのように各地域の特産品として、ブランド化され、経済の一翼を担っています。

糖類製造業が特定(産業別)最低賃金の対象業種として存在することは、糖業の重要性を示すものがあります。国も糖類製品に政策としての支援事業があることも、糖業の重要な特性であります。

「沖縄の基幹産業」としての役割を果たしていくため、地域別最低賃金より優位な、特定(産業別)最低賃金の設定が他産業と比較した優位性を法的に示すものであり、公正な競争で魅力ある糖類製造業の創造にも繋がることから、今年度も改定の申出を行います。

主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

以上

令和3年7月28日
新聞業
申出代表者 山本哲也

新聞業特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働者側の考え方について

新聞産業はインターネットの普及により、経営基盤を脅かされているとの指摘があります。世界中のさまざまな情報が瞬時に飛び交うネットやSNS（会員制交流サイト）上では、不確かな内容やフェイクニュース（偽の情報）を含んだもの、人権を侵害するヘイトスピーチなどが数多く拡散されています。そのような時代だからこそ現場記者が、これまで培ってきた取材網と取材力を発揮してファクト（事実）を正しく国民に伝えるメディアとして新聞が果たすべき役割は重要性を増していると考えています。

離島県・沖縄では宮古や八重山地域にも新聞社があり、地域に密着した情報を発信しています。地域紙が自らの地域、生活について考える根拠となる情報を提供し、読者の知る権利に応えることは健全な民主主義社会を構築する上で不可欠と自負しています。

その新聞業を支えているのは、現場の従業員です。業界全体の維持・発展のためにも、安定した生活が得られなければ健全なジャーナリズムは維持されず、新聞社としての使命を果たせない事態を招きかねません。

新聞社の経営環境が厳しさを増す中、昨年から続く新型コロナウイルスはさらに追い打ちをかけました。しかし、コロナ禍の今だからこそ、地域に根差した新聞社として国民に正確できめ細やかな情報を提供することが求められています。

新聞業界では近年、若手を中心に離職者が多く、入社希望者は減少傾向にあります。パート、アルバイト労働者は募集してもなかなか集まらないのが現状です。低賃金層の待遇を改善することは、経営側にとっても業界の発展に寄与するものと考えます。待遇改善が図られないことで人が集まらず、現場の労働環境がひっ迫し業務に悪影響が出てさらに売り上げが低下する…という悪循環を招かないためにも、最低賃金の引き上げは喫緊の課題です。新聞を支えているパート、アルバイト労働者の待遇改善は、新聞業界が魅力ある産業であり続けるために必要不可欠です。

中央最低賃金審議会では、都道府県の時給を一律28円引き上げるよう求める答申を行っています。新聞産業がコロナ禍を乗り越え、健全に維持・発展するために優秀な人材の確保は必要です。そのためにも特定最低賃金の改善を求めます。労使双方で建設的な議論を交わすことができればと思います。

令和3年7月30日
各種商品小売業
申出代表者 森田 和也

各種商品小売業

特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働者側の考え方について

衣・食・住を扱う「各種商品小売業」は、沖縄県民にとって日常生活には欠かせない産業であります。

日常の生活に密接し、台風等の災害時や正月・旧盆の時期も、衣・食・住を提供しています。また、営業時間も24時間営業など朝から深夜まで懸命に働く者が、県民の生活を支えることに対して、使命感を持って仕事をしています。

昨年から続く、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大の影響で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請が国や県から発出されるなか、食料品や医療品等の生活必需品の業種はライフラインとして営業継続が求められました。娯楽施設等は閉鎖し、そんな中でも営業を続けざるえない小売店では、更に人手不足で忙しさも増大し、常に感染リスクと隣り合わせのなか働き続けました。

このコロナ禍で、生活必需品の供給責任などを果たしてきた、小売店で働く方たちの重要性について、多くの人々が再認識したのではないかと思います。しかしながら現実には、小売店で働く人たちは、最低賃金に近い待遇で働いています。

「各種商品小売業」にとって、昨年に続き今年も特定（産業別）最低賃金の改正がなされず、地域別最低賃金と同等になった場合、他産業との賃金格差は広がり、他の企業や業種のみ労働者が集中してしまい、本産業の発展を阻害する可能性すらあります。また「本産業の労働者の雇用を守る」といった観点や「現場の維持」に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、「パート、派遣、契約等」で雇用されていた多くの人々が、様々な理由で離職を余儀なくされ仕事を求めている現状があります。しかし一方で、人手不足で疲弊している企業も散見されます。そういった労働のミスマッチを解消し、魅力ある産業にするためにも、特定（産業別）最低賃金の引き上げは必要だと考えます。

特定（産業別）最低賃金の審議を通じて、労使ともに公正競争への理解を深めることは、ライフラインを支える「産業の発展と、従業員の暮らしの豊かさ」の両立につながります。以上の考え方を踏まえた審議となるよう、ご理解お願い致します。

以上

令和3年 7月30日
沖縄県自動車(新車)小売業
申出代表者 喜屋武 正格

自動車小売業(新車)最低賃金 改正の必要性について

自動車産業は日本の基幹産業であり、沖縄県において、自動車小売業を支えているのは、そこで働く「人」である。持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、「人」の意欲と活力を高めていく必要がある。自動車は、県民の日常生活に必要な不可欠であるとともに、経済を支える重要な基幹産業であり、産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定(産業別)最低賃金も、産業の魅力高め、競争力の源泉となる人材確保、産業・企業の活性化に繋がる。そこに働くことの位置づけを高めるべく、産業に相応しい水準であることが必要である。

自動車(新車)小売業に従事する労働者は2,020人となっているが、その中で労使交渉による最低賃金協定で保護された労働者は975人で半数弱であり、残り半数強の労働者にとっては、自動車(新車)小売業最低賃金が賃金の下支えとなっている。

現在も続くコロナ禍において取り巻く環境は厳しい状況下にあるが、3密回避と感染予防策を講じた上で通常営業を継続し、コロナ禍による落ち込みからの回復のため、懸命な活動を続けている労働者は報いるべき社会的要素である。

また、2050年カーボンニュートラルに対しても全産業が力を合わせ達成に向け動きだして行かなければいけない。その中でも自動車販売業(新車)に関しては、2035年までに「乗用車新車販売で電動車100%を実現」が成長戦略の方向性にて示されており、産業の活性化と成長が急務とされ、関連産業(水素事業、次世代燃料、電動車充電設備)との連携がなければ達成は難しくなる。取り残されない為にも、人材面での獲得競争は昨年以上に厳しくなっていくと容易に想像される。

地域別最低賃金についても以前からある地域間格差により、沖縄県から他県へ労働力の流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市の労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにし、地域間格差縮小に向けた抜本的な対応を取り、格差是正を勧める事が必要です。

そのような状況下において、特定(産業別)最低賃金が、地域別最低賃金と同一とされていることに強い懸念がある。特定(産業別)最低賃金の対象業種であることが産業の魅力であると考えており優位性を担保する為にも審議が必要不可欠である。

より優秀な人材確保の為、魅力ある産業の要素の一つとして、特定(産業別)最低賃金が設定されている業種であります。福利厚生については、一概に統一的な改善ができるものではない為、自動車産業にふさわしい水準で未組織・非正規労働者を含めた「現場力」を支える、水準的優位性を拡大・確保する必要がある。

特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより、産業に働く基幹的労働者を対象として設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制することで、公正な企業間競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するという、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい水準で特定（産業別）最低賃金を設定していくことが重要であり、より高いレベルでの公正競争の確保を主たる目的とし、労使で積極的に特定（産業別）最低賃金を設定する事が重要である。

沖縄においては、2年間引上げられず特定最低賃金は、地域別最低賃金が適用される状況であり、全国に比べても大変低い金額であり、産業としての魅力を高めるため関係労使が、自動車小売業を取り巻くさまざまな問題について議論するためにも、専門部会の設置をお願いする。

2012年改正後 沖縄 681円（前+10円）

2013年改正後 沖縄 698円（前+17円）

2014年改正後 沖縄 705円（前+7円）

2015年改正後 沖縄 717円（前+12円）

2016年改正後 沖縄 732円（前+15円）

2017年改正後 沖縄 750円（前+18円）

2018年改正後 沖縄 770円（前+20円）

2019年改正無 沖縄 770円（地賃 790円）

2020年改正無 沖縄 770円（地賃 792円）

地域最賃及び産別最賃の推移

単位：円

| | 平成26年 | | | 平成27年 | | | 平成28年 | | | 平成29年 | | | 平成30年 | | | 令和元年 | | | 令和2年 | | |
|-------------------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| | 最低賃金額 | 対前年比 | 対地域最賃比 |
| 地域最賃 | 677 | 102.0% | - | 693 | 102.4% | - | 714 | 103.0% | - | 737 | 103.2% | - | 762 | 103.4% | - | 790 | 103.7% | - | 792 | 100.3% | - |
| 糖類 | 700 | 101.0% | 103.4% | 709 | 101.3% | 102.3% | 726 | 102.4% | 101.7% | 747 | 102.9% | 101.4% | 769 | 102.9% | 100.9% | - | - | 97.3% | - | - | 97.1% |
| 新 聞 | 775 | 100.9% | 114.5% | 783 | 101.0% | 113.0% | 795 | 101.5% | 111.3% | 808 | 101.6% | 109.6% | 823 | 101.9% | 108.0% | 835 | 101.5% | 104.2% | - | - | 105.4% |
| 各種商品 小売 | 692 | 101.0% | 102.2% | 702 | 101.4% | 101.3% | 723 | 103.0% | 101.3% | 745 | 103.0% | 101.1% | 770 | 103.4% | 101.0% | - | - | 97.5% | - | - | 97.2% |
| 自動車 (新車) 小売 | 705 | 101.7% | 104.1% | 717 | 101.7% | 103.5% | 732 | 102.1% | 102.5% | 750 | 102.5% | 101.8% | 770 | 102.7% | 101.0% | - | - | 97.5% | - | - | 97.2% |
| 畜産食料 品 | 683 | 100.0% | 100.9% | - | - | 96.3% | - | - | 94.1% | - | - | 91.4% | - | - | 88.8% | - | - | 86.5% | - | - | 86.2% |
| 清涼飲料 ・酒類 | 686 | 100.0% | 101.3% | - | - | 87.6% | - | - | 86.3% | - | - | 84.9% | - | - | 83.4% | - | - | 86.8% | - | - | 86.6% |
| 特定(産業別)最賃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 「沖縄県畜産食料品製造業」、「沖縄県清涼飲料・酒類製造業」については、平成26年以降改正なし。

平成27年以降は、地域最低賃金額適用。

令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

No.1

| 番号 | 月日 | 曜日 | 沖縄地方最低賃金審議会(本審) | | 運営小委員会 | | 地域別最低賃金専門部会 | | 備考 | |
|----|------------------------|-----|-----------------|--|--|------------------------------|---|---|-----------|--|
| | | | 回数 | 主要議題 | 回数 | 主要議題 | 回数 | 主要議題 | | |
| 1 | 7.1 (2号館DE会議室) | 木 | 1回 15:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間審議計画 ○会長、会長代理選出 ○地域専門部会の設置 ○運営小委員会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域最賃改定諮問 ○令6条第5項適用 ○年間審議日程計画 | | | | | |
| | | | | 地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1~7/16) | | 専門部会委員の推薦に係る公示(7/1~7/16) | | | 庁舎掲示板上に掲示 | |
| 2 | 7.21 (局会議室) | 水 | | | | 1回 15:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について | | | |
| 3 | 7.26 ~7.28 (事業場) | 月~水 | | | | 2回 | <ul style="list-style-type: none"> ○(地域別)事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定 | <ul style="list-style-type: none"> 各側委員1名 事務局2名 | | |
| 4 | 7.30 (局/那覇審議会室) | 金 | 2回 14:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○中質目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○委員長、委員長代理選出 | 3回 16:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○実地視察結果 ○参考人意見聴取(労使各1名程度予定) | | | |
| 5 | 8.2 (局会議室) | 月 | | | | | 4回 15:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問 | | |
| 6 | 8.4(水) ~8.19(木) | 水 | | | | | 5回 15:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○(地域別)額提示、調整 | | |
| | | | | | | | | | | |
| 7 | 8.6(金) ~8.23(月) | 金 | 3回 16:00 | <ul style="list-style-type: none"> ○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合;採決) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合) | <ul style="list-style-type: none"> ○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ | 2回 14:00 | | | | |
| | | | | 地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/6~8/23) | | (特定)専門部会委員の推薦に係る公示(8/6~8/23) | | | 庁舎掲示板上に掲示 | |
| 8 | 3.8.23 (相模寮2) | 月 | 4回 9:30 | <ul style="list-style-type: none"> 異議審(8/5答申の場合) 異議申出内容にかかる審議 | | | | | | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> 異議審(8/6答申の場合) 異議申出内容にかかる審議 | | | | | | |

令和元年9月17日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 宮國 英男 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県新聞業最低賃金専門部会
部会長 大城 郁寛



沖縄県新聞業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年8月6日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

| | | | |
|-------|----|----|--------|
| 部会長 | 大城 | 郁寛 | 琉球大学教授 |
| 部会長代理 | 宮里 | 善博 | 公認会計士 |
| | 島袋 | 秀勝 | 弁護士 |

労働者代表委員

| | | |
|-----|-----|----------------|
| 伊舎堂 | 裕 | 八重山毎日新聞労働組合委員長 |
| 伊集 | 竜太郎 | 沖縄タイムス労働組合副委員長 |
| 佐藤 | ひろこ | 琉球新報労働組合組合員 |

使用者代表委員

| | | |
|-----|----|---------------------|
| 嘉手川 | 力 | (株)沖縄建設新聞専務取締役 |
| 黒島 | 安隆 | (株)八重山毎日新聞社代表取締役社長 |
| 玉那覇 | 紀宏 | 沖縄県経営者協会総務部長兼企画調査部長 |

沖縄県新聞業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で新聞業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間835円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県新聞業最低賃金専門部会審議経過

1. 令和元年8月30日(金)

第1回沖縄県新聞業最低賃金専門部会

- ・ 部会長及び部会長代理の選出
- ・ 沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程の承認
- ・ 沖縄県新聞業最低賃金基礎調査結果報告

2. 令和元年9月10日(火)

第2回沖縄県新聞業最低賃金専門部会

改正金額提示

労働者側 現行 823 円を 27 円引上げ 850 円

使用者側 現行 823 円を据え置き

3. 令和元年9月17日(火)

第3回沖縄県新聞業最低賃金専門部会

改正金額調整及び結審

沖縄県新聞業最低賃金

現行 823 円から 12 円引上げ 835 円とすることを全会一致で結審。

最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、沖縄労働局長に答申。

※ 当専門部会労使委員からの申送り

沖縄県新聞業最低賃金専門部会において、労使双方で令和2年度も沖縄県新聞業最低賃金の審議を続けていく必要があると確認した。